

ろう どう そう だん かい

労働相談会

パワハラ

配置転換etc..

解雇



10/13

月・祝

13時~17時

@船橋フェイスビル5階(京成船橋駅直結、JR船橋駅南口1分)

10/25

土

13時~17時

@労働委員会(県庁南庁舎7階)(JR本千葉駅8分)

※10月25日はZoomによるオンライン相談も可

- 相談員:労使関係に経験のある労働者委員と使用者委員の2名
 - 相談時間:一人45分程度
- ※県内の事業所における労働問題が対象です。
※お電話での事前予約が必要です。

無料
予約制

Contact

予約・お問合せ先 千葉県労働委員会事務局

043-223-3735

(土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)



令和7年度版

労働委員会

公益委員

(大学教授・弁護士など)

労働者委員

(労働組合役員など)

使用者委員

(会社経営者など)

の

三者構成

により、公正・中立な立場で
紛争の解決に向けてお手伝いします

労働委員会の主な仕事

[不当労働行為の審査]

使用者が、労働組合の結成・加入を理由とした不利益な取扱いや団体交渉拒否、組合活動の妨害などをすること(不当労働行為)は、法律で禁止されています。

労働委員会では、労働者や労働組合からの救済申立てについて審査を行い、不当労働行為と認定すれば、救済命令を発します。

[労働争議の調整]

労働組合と使用者が、労働条件などについて団体交渉で解決することが困難な場合、労働委員会では、あっせん、調停、仲裁のいずれかの方法(労働争議の調整)により、紛争の解決に向けてお手伝いします。

[個別的労使紛争のあっせん]

個々の労働者と使用者との間で、解雇・労働時間・パワハラ等の労働条件などをめぐる紛争について、当事者同士の話し合いによる解決が困難な場合、労働委員会ではあっせんにより、紛争の解決に向けてお手伝いします。

労働委員会Q&A

- Q 制度の利用に費用はかかりますか？
- A すべて無料で利用できます。
- Q 秘密は守られますか？
- A 委員や事務局職員には法律で定められた「守秘義務」があり、仕事上で知り得た情報を他に漏らすことは禁止されています。

千葉県労働委員会

TEL. 043-223-3735

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
(千葉県庁南庁舎7階)



携帯電話で
簡単アクセス!

詳しい情報はこちらから→

千葉県労働委員会

検索